

世田谷区公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で「普通公衆浴場」とは、温湯等を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において公衆衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

2 この条例で「その他の公衆浴場」とは、普通公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

(設置場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める設置の場所の配置の基準は、普通公衆浴場の設置場所が、既設の普通公衆浴場と200メートル以上の距離（浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。）を保たなければならないこととする。ただし、土地の状況、構造設備、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、区長が公衆衛生上必要であると認める普通公衆浴場の設置場所については、この限りでない。

2 法第2条第1項の許可を受けた公衆浴場のうちその他の公衆浴場を普通公衆浴場に変更しようとするときは、前項の規定を適用する。

(衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうち普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他の入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。
- (2) 浴場の施設は、常に清潔に保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他の入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上清掃すること。
- (3) 脱衣室、浴室及び便所は、毎月1回以上消毒すること。
- (4) 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫、不快害虫その他これらに類する動物の生息状況について、毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- (5) 洗い場及び下水溝は水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。
- (6) 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。

- (7) 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。
- (8) 浴槽水は、1日に1回以上換水すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。
- (9) 貯湯槽（入浴者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
- ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。
- イ 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
- (10) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
- イ 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。
- ウ 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
- エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。
- オ 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。
- (10)の2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点検するとともに、1週間に1回以上の消毒及び1年に1回以上の清掃を行うこと。
- (11) 前3号に規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。
- (12) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。
- (13) タオル、くし、かみそりその他の用品を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときは、この限りでない。
- (14) 満7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (15) 物品の販売、配布又は貸出しを行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。
- (16) 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。
- (17) 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (18) 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界に障壁を設ける等により相互に、か

- つ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (19) 脱衣室の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。
- (20) 脱衣室の床面は、不浸透性材料を用いること。
- (21) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (22) 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、それぞれ男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (23) 脱衣室及び浴室には、採光のための設備を設けること。
- (24) 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- (25) 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。
- (26) 洗い場の床面積は、男女各15平方メートル以上とすること。
- (27) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。
- (28) 洗い場には、浴室の床面積5平方メートルにつき、湯栓及び水栓を各1個以上設け、湯又は水であることを表示すること。
- (29) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝その他の排水設備に、完全に排出させる構造とすること。
- (30) 浴室内の浴槽の床面積は、男女各4平方メートル以上とすること。
- (31) 浴槽は、タイルその他の耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備をすること。
- (32) 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。
- ア 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等の施設は、適当な広さのものを設けること。
- イ 屋外の浴槽に附帯する通路等の施設には、脱衣室、浴室その他の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
- ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
- エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等により相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (33) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- (34) 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。
- ア ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。

イ ろ過器のろ材は、十分に逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。

エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(34)の2 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

(35) 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

(36) 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。

(37) 排水溝、排水ますその他の排水設備は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。

(38) 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。

(39) 灰、燃え殻その他の焼却残さが発生し、又は置かれる場所には、それらの飛散を防ぐために必要な設備を設けること。

(40) 入浴者用飲料水の設備を設ける場合は、その旨の表示をすること。

(41) 入浴者用飲料水の水質は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項各号に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。

(42) 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。

(43) 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

2 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうちその他の公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで及び第43号、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号及び第31号から第43号までに定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業の用に供する公衆浴場
- ア 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。
 - イ 従業員に、風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。
 - ウ 各個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。
 - エ 待合室は、適当な広さのものを設けること。
 - オ 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用鍵付きロッカーを備えること。
 - カ タオルの保管戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
 - キ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、それぞれ男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
 - ク 個室は、個室の出入口から見通しのきく構造配置とすること。
 - ケ 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、扉その他これに類するもの（以下「扉等」という。）を設けるときは、その扉等の適当な位置に0.3メートル平方以上の透明ガラス窓を設ける等の個室を見透かすことができるような措置をし、これを遮へいする物を設けないこと。この場合において、扉等には、錠を設けないこと。
 - コ 個室には、使用のたびに浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。
 - サ 個室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。
 - シ 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための設備を設けること。
 - ス 個室の照明用電灯は、1つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。
 - セ 個室には、蒸し機等熱気による入浴設備を設け、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
 - ソ 個室には、入浴に必要でない物を置かないこと。ただし、入浴者の所持する物は、この限りでない。
 - タ 午前零時から午前6時までの時間において営業を行わないこと。
- (2) その他の公衆浴場のうち前号の公衆浴場以外のもの
- ア 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
 - イ 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。
 - ウ 浴室は、適当な広さのものを設けること。

- エ 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに相当数の湯栓及び水栓を設けること。
- オ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、それぞれ男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。

(基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第18号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難い場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。